

第三回定例町議会 平成十一年度の補正予算などを可決

平成十一年第三回定例町議会が九月二十日(月)に招集され、報告一件、議案八件、決議案一件について審議された結果、いずれも原案どおり承認・可決され、九月二十四日(金)に閉会しました。

報告第一号 ■専決処分承認を求めることについて▼平成十一年度油谷町一般会計補正予算(第二号)

議案第一号 ■油谷町総合計画審議会条例の制定について▼平成二十二年度を目標年度とする第三次油谷町総合計画を策定するための審議会条例の制定

議案第二号 ■職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

議案第三号 ■油谷町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第四号 ■工事請負変更契約の締結について▼平成十一年度大浦漁港改修工事(第二工区)について工事内容に変更が生じたもの

議案第五号 ■平成十一年度油谷町一般会計補正予算(第三号)

号)について▼六億七千七百千円を追加し、歳入歳出予算の総額を六〇億四、〇二〇万八千円としたもの

議案第六号 ■平成十一年度油谷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第二号)について▼八二九万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を九億八、七〇六万五千円としたもの

議案第七号 ■平成十一年度油谷町水道事業会計補正予算(第一号)について▼資本的支出において二、三一九万円を増額したもの

議案第八号 ■教育委員会委員の任命について▼木村勘治さん(東津黄)の任期満了に伴い、後任として山縣明さん(東立石)を任命するもの

決議案第一号 ■町民生活を支える道路予算の拡充に関する要望決議の提出について



油谷町バス路線の現状



線となっています。

今年四月の広報でもお知らせしましたように、油谷町内を走っている十六路線のうち七路線が、平成十年度から「地方バス路線第三種生活路線(平均乗車密度五人未満)」に指定されています。この「第三種生活路線」は、バス事業者の欠損経費を三年間、国と県が四分の一ずつ、市町村が残りの二分の一を補助する制度で、平成十年度の油谷町の補助金額は、二百九十五万四千円でした。

皆さんはバスを利用したことがありますか。

現在、私たちの町を走っているバス路線は、大浦・川尻・津黄を起点として入丸駅・日置町古市・長門市大泊を終点とする十六路線があり、ブルーライン交通(株)によって運行されています。

ご承知のとおり、路線バスは通勤・通学の方やお年寄りの方々の大切な足となっており、私たちの町を支える公共交通機関として利用されています。しかし、今、この公共バス輸送が大きな転換期を迎えています。マイカーの急速な普及により、バスの利用者は年々減少しており、地方における大部分の路線が赤字路

ろです。

また、国においてはバス事業者の靈幅調整規制を廃止し、新たに新規バス事業者が参入したり、現事業者が撤退することが自由になる等の「道路運送法」の改正が平成十三年度に行われる見通しになっており、さらにこの改正を受けて、国の新たな補助制度がどのように推移するのか現在の所不透明な状態で、利用客の少ない過疎地のバス運行に対する国の補助というものが、段々縮小されていくように思われます。現在、県は国へ地方バス路線の維持確保について財政的支援を要請しており、本町も同様の要望を行っております。

以上のような状況で、当面二路線については「市町村単独補助路線」に、残りの二路線については貸切バス事業者へ委託運行する「廃止路線代替バス」に移行したいと考えていますが、今後、これからの諸情勢を見極め、バス事業者とも協議を重ねて、経費を最少限に抑える方策を講じながら、町民の皆さんの足であるバス運行を確保していきたく考えています。

ご意見やご要望がありましたら役場企画課までお寄せ下さい。